

和歌山県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

(最終改正：令和5年3月15日 和歌山県警察本部訓令第11号)

和歌山県警察機動捜査隊の運営に関する訓令を次のように定める。

和歌山県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事部機動捜査分析課機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 機動捜査隊の編成の基準は、別表のとおりとする。

2 機動捜査隊に広域機動捜査班を置き、機動捜査隊員（以下「隊員」という。）の中から警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する隊員をもって充てる。

(機動捜査分析課長及び隊長の職務)

第3条 刑事部機動捜査分析課長（以下「課長」という。）は、警察本部長の指揮を受け、事件事故の発生状況等に即して機動捜査隊を計画的に運用するとともに、隊員の指揮監督及び指導教養を適切に行わなければならない。

2 機動捜査隊長（以下「隊長」という。）は、課長の指揮監督を受け、隊員を効率的に運用するとともに隊員の指揮監督及び指導教養を適切に行わなければならない。

(任務)

第4条 機動捜査隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪多発地域における遊撃等の機動捜査
- (2) 緊急事件発生時の初動捜査
- (3) 広域機動捜査班による広域捜査
- (4) 刑事部長特命事件の捜査

(省略)

(勤務種別)

第6条 隊員は、課長の指揮を受け、次に掲げる勤務に従事する。

- (1) 機動警ら
- (2) 緊急出動
- (3) 特命事件の捜査
- (4) 待機
- (5) 応援捜査
- (6) その他課長の命ずる勤務

(勤務制)

第7条 機動捜査隊の勤務制は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号。以下「勤務規程」という。）の定めるところによる。

2 課長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず勤務制を変更することができる。ただし、その必要がなくなったときは、速やかに変更前の勤務制に復帰

させなければならない。

（勤務時間）

第8条 機動捜査隊の勤務時間等は、勤務規程の定めるところによる。

（勤務計画）

第9条 課長は、犯罪の発生状況、犯罪発生予測及び諸行事を考慮して、翌月の勤務重点及び機動捜査隊勤務計画表（別記様式第1号）を策定し、毎月28日まで関係所属長に通報するものとする。

（活動計画書）

第10条 隊員は、活動計画書（別記様式第2号）を作成し、課長の承認を得なければならない。

2 隊員は、前項の活動計画書に基づき実施した活動結果を記録し、勤務終了後に課長に報告しなければならない。

（勤務日誌）

第11条 機動捜査隊に勤務日誌（別記様式第3号）を備え、必要事項を記録しなければならない。

（事件の引継ぎ）

第12条 機動捜査隊が認知若しくは検挙した事件又は捜査情報は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第78条に定める引継書により、原則として事件発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

（連絡協調）

第13条 隊員は、常に関係所属の職員と緊密な連携を保ち、相互に協力して初動捜査活動を有効に行わなければならない。

（応援派遣）

第14条 機動捜査隊の応援派遣の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会的反響が大きい事件
- (2) その他本部長が必要と認めた事件

2 応援派遣の期間は、7日以内とする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、本部長の承認を得てその期間を延長することができる。

（応援派遣要請）

第15条 警察署長は、機動捜査隊の応援派遣を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにし、機動捜査隊応援派遣要請書（別記様式第4号）により、課長に要請しなければならない。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後速やかに前記要請書を提出するものとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 応援を必要とする理由
- (3) 人員及び期間
- (4) 必要とする装備資機材

（応援派遣の際の捜査指揮）

第16条 応援派遣を要請した警察署長は、派遣された隊員を指揮する。ただし、捜査本部を設置した事件については、当該捜査本部長が指揮するものとする。

(教養訓練)

第17条 隊長は、隊員に対する捜査知識及び技術について実践的な指導教養を実施し、捜査活動の効率化を図らなければならない。

(報告)

第18条 隊員は、事件を検挙したときは、速やかに事件検挙報告書（別記様式第5号）により課長に報告しなければならない。

(細部規程)

第19条 機動捜査隊の運用に関する細部の事項については、別に定める。

(別表省略)

(別記様式省略)